

会議録

会議の名称	平成25年度第5回行財政改革推進委員会
開催日時	平成25年8月26日（月）午前9時30分から11時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道委員長、鈴木純子副委員長、川島委員、鈴木文彦委員、武田委員、中村委員、原田委員、武藤委員 事務局：池田企画部長、森本企画政策課長、前田企画政策課主幹、高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、山田企画政策課主査 清水高齢者支援課長、猿谷高齢者支援課主査、萩原障害福祉課長、森野障害福祉課係長、高井みどり公園課長、堀口みどり公園課課長補佐、山田都市計画課特命主幹、小貫都市計画課主査
議題	1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 2 事務事業評価（外部評価）事業説明（4事業） 3 その他
会議資料の名称	資料1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 資料2 事務事業評価（外部評価）説明概要について 資料3 事務事業評価シート（高齢者福祉電話貸与事業） 付属資料3-1 本市の高齢化の現状及び福祉電話貸与事業の実績 資料4 事務事業評価シート（地域福祉団体等振興事業） 付属資料4-1 福祉団体補助状況・地域福祉振興事業補助 資料5 事務事業評価シート（保存樹木・樹林・生垣への助成） 付属資料5-1 近隣市の緑地比率等・保存樹木指定状況 資料6 事務事業評価シート（はなバスの運行） 付属資料6-1 パンフレット 付属資料6-2 各市の収支状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p><u>議題1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について</u></p> <p>○横道委員長： それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 資料1、2に沿って説明 事務事業評価の外部評価につきましては、前回の委員会で対象事業の選定について、いただいたご意見を踏まえ、事務局で調整させていただき資料1のとおり対象事業を選</p>	

定いたしました。外部評価は2回に分け実施いたしますが、本日は担当課より事業内容の説明、質疑応答、評価者間での意見交換・課題の取りまとめを実施します。

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問やご意見等ありましたらお願いします。

○横道委員長：

前回外部評価した、敬老金贈呈事業とプレミアム商品券事業費補助金について見直し等はどのようになっていますか。

○事務局：

敬老金贈呈事業については、見直しにより77歳への贈呈を今年度から廃止としました。プレミアム商品券事業費補助金については、廃止の評価でしたが、経済状況等から需要が高いとのことで、今年度も実施することになりましたが、商工会の自助努力として実施スキームの見直しを図りました。

横道委員長：

このように、委員会の意見として評価結果を出すので、大きな影響力を持ちますが、必ずしも評価結果のとおりになるのではなく、最終的には市当局や議会が決定することになります。

議題2 事務事業評価（外部評価）説明について

1. 高齢者福祉電話貸与事業について（高齢者支援課）

○横道委員長：

1. 高齢者福祉電話貸与事業について、担当課より説明をお願いします。

清水高齢者支援課長：

資料3、付属資料3-1に沿って説明

高齢者福祉電話貸与事業については、65歳以上の高齢者のみの世帯または独居者で、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯に福祉電話を貸与し、高齢者の安否確認、孤独感の解消などを図る目的で各種サービスを実施しています。（事業費データ、付属資料について説明）

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○鈴木文彦委員：

所得制限として所得税42,000円以下の世帯が対象とされているが、金額の設定根拠を教えてください。

清水高齢者支援課長：

以前、東京都が行っていた制度で、都が制度を廃止した当時の所得制限の基準が所得

税42,000円以下だったことにより、同様の設定としております。単身の方で年金収入だと約240万円以下の方が対象になります。

○横道委員長：

幾つかの市で所得制限が住民税非課税となっていますが、どちらの方が所得の基準として高いのか、次回までに資料提供をお願いします。

○鈴木純子委員：

前回評価で抜本的見直しとなっているが、見直した点はありますか。また、もしも今回の評価で廃止となった場合、事業目的にある高齢者の安否確認や孤独感の解消、各種サービスの提供について、担保できる他の手段はあると思いますか。

清水高齢者支援課長：

前回評価を受けて見直した点については、通話料月額700円を600円に引き下げました。担保できる他の手段については、緊急通報システム等もありますが、電話が設置されていることが前提になります。

○原田委員：

孤独感の解消への認識をどのように考えているか、事業目的を教えてください。例えば、電話を掛けることが孤独感の解消と捉えているのでしょうか。

清水高齢者支援課長：

現在、このサービスの提供を受けている方は、近隣に親族など関係者がいない方ですので、その方達との連絡を取る手段として活用しており、孤独感の解消にも繋がっていると思います。また、新規で加入される方は生活保護世帯が多く、市の担当者との連絡などによる繋がりにも活用されていると考えています。

○原田委員：

電話料金は600円以上使われているのですか。600円以上の場合はアウトカムとして孤独感の解消につながっている印象はありますか。

清水高齢者支援課長：

600円は使われていて、それ以上使用した分については、個人から電話会社への支払いになります。孤独感の解消について調査等はしていませんが、相手に掛けるだけでなく、掛かってくることもあり、双方向の連絡により孤独感の解消に繋がっていると考えています。

○鈴木文彦委員：

生活保護費の内訳の中に固定電話、通話代があると思いますが、それとこの制度の使い分けを教えてください。

清水高齢者支援課長：

生活保護世帯についても、基本料金と通話料をこの制度から助成しています。

- 横道委員長：
福祉電話貸与事業と生活保護費からの補助内訳の確認と資料提供をお願いします。
- 武田委員：
安否の確認について、定期的に誰がどのくらいの頻度で行っているかデータはありますか。
- 清水高齢者支援課長：
データはありません。
- 川島委員：
福祉事務所などから、その方達に連絡することはありますか。
- 清水高齢者支援課長：
それはありますが、生活保護担当から何度電話を掛けているかはわかりません。
- 横道委員長：
東京都はいつ頃からはじめて、いつ頃やめたのでしょうか。確認し資料提供をお願いします。
- 川島委員：
月額600円までについて根拠はありますか。
- 清水高齢者支援課長：
東京都で実施していた当時の助成額と同額を採用しています。
- 中村委員：
定期的に安否確認が必要な人をどのように決めているのですか。また申請内容についての確認はどのようにしていますか。
- 清水高齢者支援課長：
申請されると、市内8か所にある地域包括支援センターの職員がご自宅に伺い、電話機がないことや家族全員が携帯電話を持っていないかなど、必要事項を確認し、問題がなければ助成することになります。
- 横道委員長：
これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。
それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。
- 武田委員：
もう少し基礎的なデータとして安否確認件数などが必要ではないでしょうか。

○横道委員長：

安否確認の件数等についてデータがあれば資料提供をお願いします。

原田委員：

アウトカムがわかりません。孤独感が解消されていることがわかるものがあれば継続しても良い事業かもしれませんが、その感触を事業課が持っていないこと自体に問題があると思います。

○鈴木純子委員：

この事業に係らず、この様な事業はアウトカム指標が取りにくいいため、評価が難しいと思います。

原田委員：

中間的なアウトカムで、どの程度本人が電話を掛けているのか、また、市が何件程度安否確認をしているのかなどのデータがないと、事業がうまくいっているのかわからないと思います。

武田委員：

他自治体では黄色いハンカチを軒先に出して安否を確認している例但也有りますが、西東京市ではそのような安否確認はしていないのですか。

○事務局：

地域での安否確認については、ささえあいネットワークや地域の中で支える仕組みを、民生委員、ボランティアなどの活用も含めて福祉全体で取り組んでいますが、その他の安否確認の類似事業については、担当課に確認を依頼します。

原田委員：

生活保護では経済的自立以外に、地域的自立が言われている中で、地域の中に戻れるように促すのが自立支援の本来の趣旨ではないでしょうか。

○鈴木文彦委員：

事業に対する市側の事務の効率化など、人件費の圧縮も検討すべきだと思います。

○武田委員：

所得制限の関係で、年金収入が240万円程度まで対象となると、一定の金額をもらっている人も対象になるので、所得制限額については、検討の余地があると思います。

○横道委員長：

これまで出た確認事項について、次回までに資料提出をお願いします。

2. 地域福祉団体等振興事業（障害福祉課）

○横道委員長：

担当課より説明をお願いします。

○萩原障害福祉課長：

資料4、付属資料4-1に沿って説明

地域福祉団体等振興事業については、市内福祉団体に対する運営経費の一部を助成し、福祉の向上を目的としています。対象としては、身体障害者、被爆者、聴覚障害者、精神障害者、知的障害者の本人や保護者等で構成される団体の親睦、学習活動等の運営費に対して助成を行っています。また、12団体のうち2団体はNPO団体で、先駆的なプログラムに取り組んでおり、東京都福祉保健財団から受けている助成金を市が補完するかたちで拠出しています。（事業費データ、付属資料について説明）

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○横道委員長：

財源内訳で都支出金とあるが、どのようなものですか。

○萩原障害福祉課長：

東京都福祉保健局の地域福祉に関する包括補助を財源としています。2分の1補助です。

○横道委員長：

次回までに補助を受けている各団体の設立年月日の資料提供をお願いします。

○武田委員：

包括的な補助金だが、使用範囲に縛りはありますか。

○萩原障害福祉課長：

各団体の活動の中身に応じて、整備拡充、管理運営、育成及び福祉増進のために市長が認めた経費については助成します。

○武田委員：

付帯的な内容はチェックしていますか。

○萩原障害福祉課長：

申請時に年間の計画書を提出してもらい、翌年5月に実績報告を提出し、精算することになっています。

○原田委員：

各団体に助成する金額はどのように算出していますか。

○萩原障害福祉課長：

交付要綱では細かく規定していませんが、年間の歳出経費から会費、収入等を差し引き、足りない分を市に申請してもらいます。

○武田委員：

内容等について査定はしていますか。

萩原障害福祉課長：

特に査定というかたちではしていません。

○横道委員：

新しい団体が申請してきたら受付はしますか。

○萩原障害福祉課長：

平成14年以降、新規の申請はないですが、断る理由がなければ受け付けます。

○原田委員：

団体の管理運営費やプログラム経費の両方に助成が出ていて、その他にこれまでの活動や団体の特色等に対して助成している。基礎的な部分にも助成しているので、それがなくなると会の存続自体が難しくなる可能性はありますか。

○萩原障害福祉課長：

障害者団体なので、会費以外の収入は殆どないと考えています。過去には公共施設に自動販売機を設置し、その売り上げを収入としていましたが、今は市としても財政難のため、民間に場所を貸付ける場合が多く、障害者団体として設置場所の確保が難しくなっているため、収入は増えず、会の運営は厳しくなっていると思います。障害者に対する理解を促進するためにも、今後もこれら団体への一定の補助は必要と考えています。

鈴木純子委員：

前回の評価で抜本的見直しとされていますが、改善した点などありますか。

○萩原障害福祉課長：

平成18年度に抜本的見直しの評価を受けて、平成19年度から各団体に協力いただき、助成金額を一律5%ダウンしました。

○中村委員：

10団体それぞれの活動経費の全体の中で、補助金額の割合がどの程度か分かる資料を次回までに資料提供願います。

○原田委員：

併せて、管理運営費やプログラム経費、その他の団体の特色に対する助成についての内訳も資料提供願います。

○鈴木文彦委員：

福祉関係で類似したサービスや給付等はないですか。障害者個人にはNHKの受信料、自動車税の減額、障害者自立支援法の給付金等、様々なFRINGE BENEFITがあると

と思いますが、それらと合わせて総体的に見る必要があると思います。

○萩原障害福祉課長：

この事業は団体への補助で、個人に対するものではないので、そぐわないのでは。各制度を紹介することは出来るが、かなり沢山あるので次回までに障害者のしおりを提出します。

○武藤委員：

10団体に対して、この制度以外に西東京市からの別の補助金等が出ていないのか次回までに資料提供をお願いします。

また、別の2団体については、都の助成金と市の助成金があるとのことだが、これは都からもらっているから市も自動的に助成しているものですか。

○萩原障害福祉課長：

東京都の財団から直接団体へ助成することになっているが、コーディネーター人件費など限定項目に対して市から助成することになっている。

○横道委員長：

10団体の内、助成を辞退している団体の理由は分りますか。

○萩原障害福祉課長：

団体の構成員が高齢化等で減り、後を継ぐ人がいないなどの理由があります。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

○横道委員長：

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

鈴木文彦委員：

福祉団体補助金こそアウトカムの提示が必要。団体目的とはいえアウトカムは最終的に個人に帰属する。もとより対象者個人に入る福祉制度の利益を税金免除や現物支給など金銭給付以外のものを含め計算し、その上で、団体目的に対して助成が適正なのか、判断すべきだと思います。

原田委員：

団体の存立に関わる管理運営の経費にも助成していること自体で、是非を問えないのでは。NPO団体でもない任意の団体では詳細な会計報告も要求できないと思います。基礎的な体力部分には一定金額に構成員の係数をかけ、その金額を助成し、市民にも納得してもらえないのではないのでしょうか。補助金の中身については区分けを考える必要があると思います。また、NPO団体に対してはもう少し資料等の提出を要求しても良いと思います。

武田委員：

基準はないのでしょうか。極力自助努力で運営し、助成する団体としては、2割程度の自主財源はあるべきではないでしょうか。

鈴木文彦委員：

各団体の合併やNPO法人化などを促すことが、適正な運営や助成に繋がると思います。

事務局：

各種補助金については、これまでも見直しは図っており、また、要綱等で定めた内容について、申請や実績報告書の提出など、市でも内容を精査し清算等を行っています。

3.保存樹木・樹林・生垣への助成（みどり公園課）

○横道委員長：

担当課より説明をお願いします。

○高井みどり公園課長：

資料5、付属資料5-1に沿って説明

みどりの保護と育成を目的とし市と市民及び事業者が緑化を推進することを目的として民有地の樹木、樹林、生垣の保存に対して助成をしている。木陰による気温の軽減効果、安らぎ付与のみならず、ヒートアイランド対策、CO2対策などみどりは市にとっても貴重な財産です。全国370の自治体で保存樹木についての条例を持っており、多摩地域では25市で実施していて、青梅市のみ実施していない。補助金額、1本あたり5千円、1平米あたり60円、生垣1メートルあたり240円。（事業費データ、付属資料について説明）

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○原田委員：

保存樹木の剪定や保全について、5千円ではとても足りないと思いますが、助成がなくなったからといって、木を伐採してしまうということには繋がらないと思います。

高井みどり公園課長：

条例にもありますが、3者が協力して緑を残していくという趣旨より、民間の緑の保全にも市と市民全体が協力すべきだと思っています。事業者も緑を残したいという意識があるので、金額が少なくても補助金を出すことによって、市全体で守っていく意識の表れの一つとして、効果はあると考えています。

○原田委員：

5千円は気持ちのレベルで、効果はあまり見込めないのではないかと。制度が無くなってもそれほど影響はないと思いますが。

高井みどり公園課長：
助成を受ける方には、金額は少ないですが市も緑を保存していきたいという思いは感じてもらえていると思います。

○横道委員長：
事業者も対象に入っているが、補助金をもらっているのですか。

高井みどり公園課長：
事業者が持っている樹林なども対象となり、事業者に補助しています。事業者からは補助金を辞退しているところも多くあります。

○川島委員：
生垣助成について補助がない市があるが、何か理由があるのですか。

堀口みどり公園課課長補佐：
自治体ごとに実施内容について考えがあると思いますが、生垣に対しても半数以上の市が実施している。

○原田委員：
緑被率の向上が目的でアウトカムを問わないとすれば、この制度は既存の緑に対して補助していますが、新たに大規模開発する事業者に対して、補助等した方が緑被率向上へ効果があるのではないですか。

高井みどり公園課長：
新規の創出も大切だが、現実問題としては既存の緑を保全していくことが大事であり、そのための補助制度であると考えています。

○武田委員：
条例で決まっているが、どこまで予算の裁量の余地があるのでしょうか。

高井みどり公園課長：
申請を受けて審査し指定するまでが条例で、金額については要綱で定めています。

横道委員長：
いつからこの制度はあるのですか。

高井みどり公園課長：
合併以前から旧両市でそれぞれ助成していました。

○原田委員：
緑を増やすという視点でみていく必要はあると思う。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

○横道委員長：

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

○鈴木文彦委員：

補助金をやめたらどの程度影響があるのか。CO2削減や地球温暖化対策にどの程度寄与しているのかを考え出すと、事業自体どうなのかなと思います。必要があるか、ないかといえばあるというしかないが、西東京市の財政全体からみてどうなのかという観点から評価することが必要だと思います。

○横道委員長：

宅地化や相続等により緑地が減っているのは間違いないので、緑を保護していかなければならないのは確かだと思います。

○鈴木純子委員：

この制度について、金額等によるモチベーションへの影響はあるのでしょうか。

○原田委員：

この事業自体はインセンティブになっていないと思いますが、他の事業に1千万円の資金を投入したとしても、緑被率を向上させることは難しいと思います。

○鈴木文彦委員：

小学校の校庭の芝生化はどの程金額がかかるのですか。

○事務局：

現在は東京都から全額補助を受けて実施していますが、1校あたり整備に約5千万円程度、その他に維持管理費が掛かります。

4. はなバス運行（都市計画課）

○横道委員長：

担当課より説明をお願いします。

山田都市計画課特命主幹：

資料6、付属資料6-1、6-2に沿って説明

交通空白地域・不便地域の解消と公共施設等へのアクセスの向上、市民交流の促進を図るため、民間バス事業者と協定を結び、運行に対する不足分を補助金として補填し、コミュニティバスを運行しています。（事業費データ、付属資料について説明）

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○鈴木文彦委員：

利用者数について、稼働率や乗車率はどれくらいですか。

小貫都市計画課主査：

数値的には出していませんが、乗車定員はおよそ30人なので、運行本数をかけて利用者数で割り戻せば出せると思います。

○横道委員長：

次回までに資料提供をお願いします。

○鈴木文彦委員：

所要人員が0.8人となっていますが、補助金を出すのにほぼ1人専従の方が業務等を行っている感じですか。

小貫都市計画課主査：

担当として携わっている職員は2名ですが、他の業務も兼ねていますので、はなバスの業務としては0.8人程度になります。

○原田委員：

これまで運賃が100円で、80円程度の公費負担をしていたものを、今回150円まで値上げし、今後の検討範囲としては、公平性の観点からすると民間バスの初乗り170円との差額についてどうするかということですか。

小貫都市計画課主査：

8月1日より150円に値上げしましたが、近隣市で値上げをした際に乗車率が15パーセント程度落ち込んだ話もあるので、8月1日以降乗車人数は15パーセント減で予測しています。公平性の観点からすれば、市内民間バスの170円初乗りと同額にし、子ども料金も民間と同一にするのが一つの考え方だと思います。

○鈴木純子委員：

150円に値上げたあとも、ルート見直しに加えて乗車運賃の値上げを検討しますか。

小貫都市計画課主査：

今回の値上げについては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針で、手数料や使用料を値上げする場合、基本的には1.5倍までとしており、はなバスについては負担金なので、必ずしもそのガイドラインに従う必要はないのですが、値上げ幅を同様の1.5倍までとしました。

今後は運賃改定による影響度合いの調査、検証を行い、ルートごとの乗車状況等も加味した上で引き続き運賃の検討も行っていくことを考えています。また、路線バスにおいても消費税増税による運賃改定の議論が発生すると思いますが、今後の状況を踏まえて判断したいと考えています。

○武田委員：

受益者負担の観点では今回の値上げは賛成だが、当初事業開始時点に合併記念事業として年間1億円程度の赤字は想定していたと思います。市民に対するアカウントビリティの観点から疑問はある。使っている市民からの意見としては、値上げだけして、本数が増えるなどサービス向上がないと評価、150円になったメリットが伝わっていないように感じている。

○横道委員：

ランニングコストにバスの車両費は入っていますか。

小貫都市計画課主査：

車両費も入っています。武蔵野市は当初車両を独自購入して貸与していましたが、西東京市は事業者との協定の中でバス事業者に車両費まで全て持ってもらう方式をとり、初期費用を抑えることができました。

○横道委員長：

都市計画道路が出来たらルートはどのようになりますか。

小貫都市計画課主査：

大きな道路がなく、民間バスの運行ができないという事情があるところにははなバスを運行しています。都市計画道路ができる際は民間の参入を促して、広域に移動できる路線バスにも入ってもらいたいと思っていますが、必ずしもそうとは限らないので、空白地域の足として参入いただけない地域は、はなバスの運行を検討します。

○横道委員長：

都市計画道路はいつ頃出来る予定ですか。

小貫都市計画課主査：

現在は第三次優先整備路線が設定されているものをベースに、平成18年度から27年度までの計画があり、調布保谷線等が事業中で、それらが都市計画道路となります。

○原田委員：

他自治体の収支状況を踏まえると、儲けるものではない。そういう仕組みにもなっていないのではないか。

小貫都市計画課主査：

基本的にはその通りです。儲けるのはかなり難しいと思います。

○鈴木文彦委員：

180円に値上げして誰が困るのでしょうか。バス路線の存続が議論になる過疎地域とは交通弱者の文脈が全く異なります。仙台市地下鉄でさえ初乗り200円であり、東京都内のバス料金は180円でも安いと思います。

○武田委員：

170円にして経済弱者に還元するやり方はあるかもしれない。

○原田委員：

コミュニティバスは贅沢な自治体しかできないものだと思います。

○横道委員長：

もともと武蔵野市が100円で初めて、通常のバスより小回りが利くバスとして始めた経緯で、西東京市も導入。

○川島委員：

収支状況を見て、一人あたり公費負担が少ない市があるが。

小貫都市計画課主査：

自治体によって区域に免許を持っているバス会社とそうでないところがあります。国分寺市は収支上黒字になっていますが、4ルート中、1ルートは12、13分で帰ってくる路線があり、そこが黒字になっていて、他の3路線の赤字分を埋めている状況。町田は距離別運賃で、三鷹は200円均一運賃で運用している。

○横道委員長：

西東京市は当初4ルートで運行を開始して、平成16年に都市計画道路開通に合わせて5ルートに増やしていると思います。路線ごとの収支は分りますか。

小貫都市計画課主査：

第2、3、5ルートについては車両が相互乗り入れしているので、合算での算出になります。

○横道委員長：

次回までに資料提供をお願いします。

○武藤委員：

平成23年度と平成24年度で事業費が違う理由は分りますか。

小貫都市計画課主査：

車両の入れ替えに伴う減価償却費の増減です。

○原田委員：

指定管理者制度で黒字が出た分の1/2をインセンティブとして受け取れる契約をすることがあると思いますが、民間バス事業者との契約にあたって、そのような契約ができるのでしょうか。

小貫都市計画課主査：

そのような協定は可能です。現在運行している民間バス2社との間で、インセンティブが働くような仕組みを提供していくことについて、地域交通会議の方からも意見が出

ていますので、今後検討していく予定です。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

○横道委員長：

それでは、だだいまの事業について、質疑や課題の総括をしたいと思います。

○武田委員：

普通の乗合バスにも補助金は出ている。

○事務局：

西東京市では都営バスのみ出しているが、民間バスには出していません。料金や民間と競合しているルート、民間事業者の企業努力の3点がこれまでの議論だと思います。市としては、交通空白地域に通すという目的があるので、採算が悪いルートや時間がかかるルートがあり、収支を悪くしている面があります。

○武田委員：

事業効率として本数を増やし、料金は180円まで値上げれば赤字分は減るのではないのでしょうか。

○事務局：

運行本数を増やすには車両を新たに購入しなければならず、運転手の人件費も膨らむこととなります。また、3種類の車両を使っていて、道幅などから大型化ができないので収益性を高められません。

○鈴木文彦委員：

時間で精査すると、人件費がより精査できるはず。ABC原価計算を採用して、直接関係ない部分を圧縮する努力も必要だと思います。

議題3 その他について

○横道委員長：

その他について事務局から説明をお願いします。

事務局：

次回は、10月7日の開催を予定しています。

○横道委員長：

それでは、本日の会議は終了します。